サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者等更新研修の受講について

更新研修受講対象者

実践研修修了後、**５年の間に２年以上の実務経験**がある方、又は現に**サービス管理責任者等として従事している**方

○　更新研修受講期間内に更新研修を修了しなかった場合、**実践研修からの受講が必要**となります。**その際には２年間の実務経験が必要**となります。

※　平成 31 年 3 月 31 日までに旧研修を修了している方が、令和５年度末までに更新研修を修了しなかった場合、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者として従事することができませんが、実践研修を修了することで再度従事することができます。

【平成 30 年度以前の旧研修を修了し、令和５年度までに更新研修を修了した方】

○　更新研修は５年毎に１度の受講が必要です。

初回の更新研修を修了した翌年度を起算点として、５年毎に１度の受講が必要です。

※　必ずしも５年おきの更新になるわけではありません。

例①：令和元年度に更新研修を修了した場合

R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
●	この５年間で１度受講					この５年間で１度受講					以後繰返し		

例②：令和５年度に更新研修を修了した場合

R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
●	この５年間で１度受講					この５年間で１度受講					以後繰返し		

【令和３年度以降に実践研修を修了した方】

○　更新研修は５年毎に１度の受講が必要です。

実践研修を修了した翌年度を起算点として、５年毎に１度の受講が必要です。

※　必ずしも５年おきの更新になるわけではありません。

例①：令和３年度に実践研修を修了した場合

R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
●	この５年間で１度受講					この５年間で１度受講					以後繰返し		

例②：令和６年度に実践研修を修了した場合

R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
●	この５年間で１度受講					この５年間で１度受講					以後繰返し		

※例年受講希望者多数のため、資格失効年が近い方から受講決定されます。